

魯西亞修好條約 下田締盟

甲寅十二月

外務省

條約和解之通  
横文和解之通

○同考通

○同考通

○同考通

○別考 魯西亞文和解

○同考照書

條約

外務省

夕子

753

752  
国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
<http://www.jacar.go.jp>

通42-0787

分  
系  
省

甲寅十二月廿一日

日本國と魯西亜國と今より後懇切にして奉事あらんことを欲して條約を定めんため

魯西亜ケイヅルを全權アチユタントゼネラールフ  
イースアトミラールエフイミユスフーチヤチンを

差  
裁

日本大君々重臣筒井肥前守川路左衛門尉に任して  
左の條々を定む

第一條

今より後兩國永く眞實懇切して各其所領に於て

互に保護し人命を勿論什物に於ても損害あるを

第二ヶ條

今より後日本國と魯西亞國との境エトロフ嶋とウ  
ルツ不嶋との間にある處にエトロフ全嶋を日本に  
属しウルツ不全嶋をより北の方クリル諸嶋を魯西  
亞に属すカラフト嶋に至りてハ日本國と魯西亞國  
との間を於て界を分たす是迄往來之通ふる處に

第三ヶ條

日本政府魯西亞國の爲に箱館下田長崎の三港を用

く今より後魯西亞國に破れし修理を加へ薪水食料國  
之の品を給し石炭ある地におるるハ又是を渡し金  
銀錢を以報ひ若し金銀乏しき時々品物にて償ふに  
魯西亞の船に破れしあらざれば此港の外決て日本他  
港に至る事ありしを破れしに付諸費あらざるに港に  
て是を償ふに

第四ヶ條

難民を漂民を兩國互に扶助を加へ漂民をゆるむに  
港に送るにむ滞在中是を待つこと權優ありとい  
へとも國の正法を守るに

第五ヶ條

魯西亞私下田箱館へ渡來の時金銀品物を以て入用の品物を安まる事をゆるは

第六ヶ條

若止事を得ざる事ある時を魯西亞政府より箱館下田の内一港小官吏を差遣は

第七ヶ條

若評定を待たしき事ありと日本政府是を熟考し取計ふは

第八ヶ條

魯西亞人の日本國にある日本人の魯西亞國にある是を待つこと後優はして禁錮をすることあり然れ共若法を犯す者あらば是を取押へおき處する小各其本國の法度を以てせら

第九ヶ條

兩國近隣の故を以て日本國にて向後他國へ免せ所の諸件を同時小魯西亞人も差免は

右條約

魯西亞ケイツルと

日本大君宛又を別紙小記せしむとく取極め今より九

今月の後小至りて都合次第下田小あると取替を履  
し是よりく兩國の全權互小各判いたし條約中の  
事件是を守り双方聊違変ある事あり

安政元年甲寅十二月廿一日

筒井肥前守花押

川路左衛門尉花押

條約漢字

小務

分  
子  
書

現今魯西亞國謀與日本國將來懇切且安平將定  
章程是以

全魯西亞皇帝差全權御前大臣水師將軍布恪廷永平  
大日本大君差全權重臣筒井肥前守川路左衛門尉立  
約如左

第一款

嗣後兩國要永世懇篤安寧於各境內互加保護連  
人命諸器什都俾勿傷害

第二款

嗣後魯西亞國與日本國之境應在厄土呂布蔚布  
兩嶋間其厄土呂布全島屬日本蔚布全嶋及其北  
方久利留諸島屬魯西亞至哈喇土嶋則日本與魯  
西亞不分疆域須如往規

第三款

日本政府為魯西亞船定箱館下田長崎三港嗣後  
准魯西亞船脩漏壞支給食水欵之諸物若係產煤  
之地亦准給煤其諸費應洋金洋銀償若二者不裕  
准以諸貨償凡魯西亞船非遇風濤之厄除前三港  
外決不得泊它口岸其脩船等費項又應償諸前三

港

第四款

凡漂船難民兩國互相恤其難民送到所定港口滯  
在中雖待以寬優難民亦應遵守其地方正法

第五款

魯西亞船到下田准以洋金洋銀及諸物採買要需  
諸物

第六款

若有不得已之事故魯西亞政府置官吏應在箱館  
下田二港之一



第七款

若有事項宜高議者日本政府應熟思措置

第八款

魯西亞人之在日本國日本人之在魯西亞國雖寬  
優相遇不禁錮之若有犯憲者應捕執各處以其本  
國之法

第九款

兩國既為隣近故嗣後日本國有所允乎他邦亦頂  
同時允諸魯西亞  
已上約書兩國君主批准乎或如副單所載極定今

後經九個月於下田得便相交是以兩國全權鈐印  
為證允約中諸條循守自鈐印日始彼我俱不得渝  
改

大日本安政元年甲寅十二月廿一日

古賀謹一郎 增花押

同漢文加訓點進達之書

古賀謹一郎

卜  
務  
省

夕  
務  
省

外  
子  
省

條約漢字

現今魯西亞國謀與日本國將來懇切且安平將定章程是以

全魯西亞皇帝差全權御前大臣水師將軍布怡廷  
永平大日本大君差全權重臣筒井肥前守川路左  
衛門尉立約如左

第一款

嗣後兩國要永世懇篤安寧於各境內互加保護連  
人命諸器什都俾勿傷害

第二款

嗣後魯西亞國與日本國之境在厄土呂布蔚布兩島間其厄土呂布全島屬日本蔚布全島及其北方久利留諸島屬魯西亞至哈喇土島則日本與魯西亞不分疆須如往規

第三款

日本政府為魯西亞船定箱館下田長崎三港嗣後准魯西亞船修漏壞支給食水缺乏諸物若係產煤之地亦准給煤其諸費應以洋金銀償若二者不裕准以諸貨償允魯西亞船非遇風濤之厄除三港外

第四款

決不得泊他口岸其修船等費項又應償諸前三港允漂船難民兩國互相救恤其難民送到所定港口滯在中雖待以寬優難民亦應遵守其地方正法

第五款

魯西亞船到下田箱館准以洋金洋銀及諸物採買要需諸物

第六款

若有不得已之事故魯西亞政府置官吏應在箱館下田二港之一

第七款

若有事項宜高議者、日本政府、應熟思措置、

第八款

魯西亞人之在、日本、國人之在、魯西亞、雖寬優相遇、不<sub>レ</sub>禁<sub>レ</sub>銅<sub>レ</sub>之、若有犯憲者、應捕執、各處、以其本國之法、

第九款

兩國既為隣近、故嗣後日本國有所<sub>レ</sub>允<sub>レ</sub>于他邦、亦須同時允<sub>レ</sub>諸魯西亞、  
以上約書兩國君主批准乎、或如訓所載極定、今後經九個月、於下<sub>レ</sub>田得便相交、是以兩國全權鈐印為

證、允約中諸條、循守自鈐印日始、彼我俱不得渝改、

大日本安政元年甲寅十二月廿一日

吉賀謹一郎

增花押

魯西亜條約和解

箕作阮甫  
宇田川興齋

外務省

外子

別注相違之所は唯全權等が亦後天に  
及はるべき様にて此迄一瞥

條約

日本國と魯西亞國と後來の無事友善を修め且條約  
を以て古きを固く定めんため日本全國の大君  
を其重臣筒井肥前守川路左衛門尉を全權に任し魯  
西亞全國を統御せる「ケイスル」儀の「アヂュガント」  
ゼネラル、ヒューセアトミラール官エウヒミウス、ブ  
リチヤチン人を全權に任す  
右兩國の全權下の箇條を固く取定む

第一條

今より已後日本國と魯西亞國との間に永續の無事  
眞實なる友善を生ず兩國所領の内小て日本人魯西  
亞人保護を受け其身を安んじ其本有の諸物を傷害  
せざらむ

第二條

今より已後日本國と魯西亞國との疆界を「エトループ」  
（エトロフ）「ウルーフ」の間小あるべし「エトルーフ」全島  
と日本小屬「ウルーフ」全島及其他の北小在る「タリル」  
諸島を魯西亞所領に屬せ「カラフト島（サカリーン）」と  
魯西亞と日本の分界を為さき是までありし如くた

る

第三條

日本政堂魯西亞船隻のために公領伊豆の内下田箱  
館部の内箱館公領肥前の内長崎の三港を開く此三  
港の内小て魯西亞の船隻今より已後海上の損耗を  
復し薪水食料其他缺乏の諸物乃至石炭ある地小て  
ハオキをも備ふる此諸物の代に金銀錢を償ふ若  
し船中金銀錢を缺くときを用意の品物を以てオキ  
を償ふ上に云へる諸港を除く外を魯西亞船他の諸  
港小到らざるべし但し大危難小遭ひ船を進むべし



らさ内時を此例に何らき此危難小就ての雜費を許  
さまと依三港の内一處小ておきを償ふ處

第四條

難破の船隻及人負ハ兩國小於々救極撫恤を加  
へ其難民ハ許さきたる港小送り致を其他國小逗留  
の間を其身自由たる處小但々其地の法度小従ふを  
要を

第五條

初めの二港即下田箱館を云魯西亞人小其持來りたる品  
物及金銀錢を以く望ミの品物を辨まるを許を

第六條

魯西亞の政堂初めの二港の一に己むを得さること  
何らん時々一負の「コンシユル」館を置くへ

第七條

爰に熟慮裁判を要さしき一箇の問題及事件何らハ  
日本の政堂より精しく考察しておきを處置をへ

第八條

日本人魯西亞に在て其身常に自由小して抑はた  
を受くるを々々魯西亞人の日本小在るも是きに同  
若し罪過を犯す者あらハおきを取押へるへ必を

各々其自國の法度に據てまきを行ふを要す

第九條

兩國相近隣せる故を以て日本より即今外國小許  
若くハ後來許まへき諸典及殊典ありハ其時魯西亜  
臣民小もまきを延き及ぶまへ

此條約ハ日本全國の大君及魯西亜全國のケイズル  
ク又ハ此附録小云へる如く謹て奉守まへ奉守ま  
るき條約を今より九箇月を過ぎし後都合を以て  
下田小く取替まへ今ハ其下書小兩國全權互に  
姓名を書へるまきを取替ハ此條約中に載せしゆ

諸件を姓名を記したる日より兩國取結ひ雙方より

眞實に遵守し國くまきを奉まへ

下田小て取極め且つ姓名を書き千八百五十五年

第一月廿六日即安政元年十二月廿一日

此書小自書を

エウロミウス、ブリーチヤチン

魯西亜文を正譯を

カピテイン官ボススエツト

下々札

第六條

魯西亜の政堂初めの二港の一に一頁の「コン

シユル館を置く處一若一已むを得る由と  
あらんと記す

右者知文漢文と文意相違仕候間御尋ニ付  
得と再考仕候處蘭文を其儘譯し候得者右  
之通り御座候

箕作阮甫

宇田川興齋

魯西亞條約和解

箕作阮甫  
宇田川興齋

卜  
各  
書

條約

魯西亞國と日本國と後來の善事友善茂修を且條  
 約を以ておきを固く定めんるために魯西亞全國  
 を統御せる「ケイニスル帝のカアテユダント、セ子ラ  
 ール、ヒーセ、アドミラル館ヤフロミユス、フリーチ  
 ヤチン名人を全權小任し日本全國の大君々其重臣  
 筒井肥前守川路左衛門尉を全權小任せ  
 右兩國の全權下の箇條を取定む

第一條 今より已後魯西亞國と日本國との間小永續

條約

の在事真実ある友善を生じ兩國所領の内にて魯  
西亞人日本人保護を受け其身を安んじ其本有の  
諸物を傷害せざらむ

第二條 今より已後魯西亞國と日本國との疆界を「エ  
トル」全島を日本に属し「ウル」全島及其他の  
北に在る久利諸島を魯西亞所領に属すカラフト  
島（セガリオン）を魯西亞と日本の分界を為さば是  
まで所至に如くたるを

第三條 日本政堂魯西亞船隻のために公領伊豆の内

下田、箱館部の内箱館、公領肥前の内長崎の三港を  
開く此三港の内にて魯西亞の船隻今より已後海  
上の損耗を復し薪水食料其他缺乏の諸物の至石  
炭ある地にて之をも備ふる此諸物の代に金  
銀錢を償ふ若し船中金銀錢を缺くときハ用意の  
品物を以て之を償ふ上に去る諸港を除く  
外ハ魯西亞船他の諸港に到らざるハ但し大危  
難に遭ひ船を進むハうらざる時々此例にあらば  
此危難に就ての雜費を許されたる三港の内一所  
にて之を償ふ

第四條 雅破の船隻及人負ハ兩國ハ於て各故極極恤  
を加ハ其雅民ハ許されたる港ハ送り致を其他國  
ハ逗留の間ハ其身自由たるハ但ハ其他の法度  
ハ従ふを要す

第五條 初めの二港即下田箱ハ魯西亜人ハ其持來り  
たる品物及金銀錢を以テ望ミの品物を辨むるを  
許す

第六條 魯西亜の政堂初めの二港の一に已むを得ざ  
ることありん時ハ一負の「コンシユル」官を置くを

第七條 爰ハ熟慮裁判を要スハ一箇の問題及事件  
ありモ日本の政堂より精ク考察シテ其處  
置スハ

第八條 魯西亜人日本ハ在ク其身常ハ自由ハテ押  
ハレ布を受クハラリ且日本人ハ魯西亜ハ在ルモ  
是キに同ク若ク罪過を犯者ありルモ其取押ハ  
互ハ心ス各其自國の法度ハ據テ其行ハを要  
ス

第九條 兩國相近隣セテ故を以テ日本より即今外國  
ハ許シ若クモ後來許スハ其諸典及殊典ありテ其

時魯西亞臣民の心を延き及不きべ

此條約を魯西亞全國のケイカニ及日本全國の大

君又々此附録云へる如く謹く奉守を履く奉

守をへき條約を今より九箇月を過ぎたる後都合

を以て下田にて取替をまへ今を其下書は兩國

全權互に姓名を書きておきを取替へし此條約中

に記載せたる諸件を姓名を記したる日より兩國取

結の雙方より眞実の遵守して固くおきを奉るを履

日本は之を始をて合衆國と取極めたる條約を日本全  
國君主其取極めを関り以んと今次魯西亞との條約  
も日本の執政中の老の内及魯西亞の外國の事を取極  
めしニスナリ相其取極めを関るを履





外務省

アニワ湾の内「ハカトマリ村」に在る魯西亜陣營の建  
そのを千八百五十四年己未我軍兵立退きたまむ是  
を日本政堂の所屬と為さる

魯西亜全權の命にて

カヒテイシ官ボススエツト

千八百五十五年 第一月廿六日 下田に於て

浄請横文字和解

浄免之三港正岡方之儀  
小付由書面之致  
魯西亞使節  
承知仕候

曆数千八百五十五年

魯西亞第一月廿六日  
和宗第二月七日  
下田小於て

魯西亞使節の命を奉

カビタイン館

ホ  
ス  
シ  
エ  
ト

右之通和解仕候以上

横文字和解

箕作阮甫  
宇田川興齋

外  
力

寅十二月

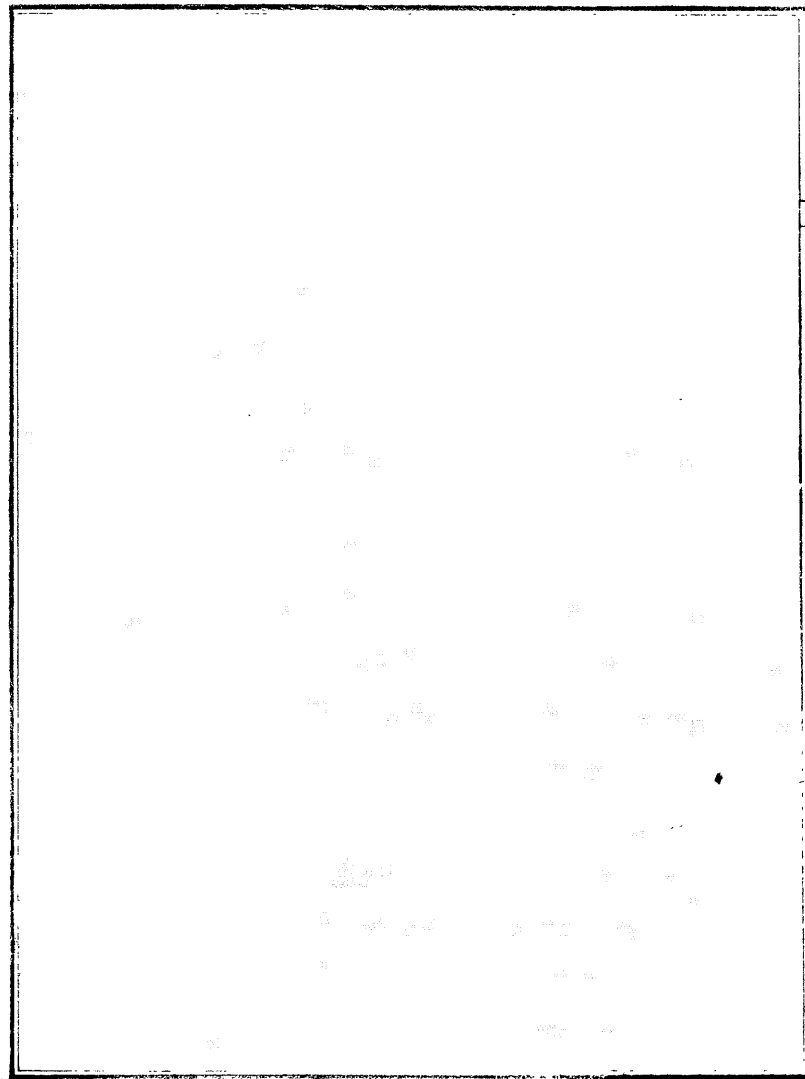
森山栄之助

夕

子

寅

外務省



魯西亞國のたゑに三所の港に就て下田ハ日本及魯

西亞の兩全權條約に姓名を記したる日より開らる

箱館及長崎をそれより三ヶ月の後に開くと定む

下田に於て記を安政元年十二月廿一日

筒井肥前守

川路左衛門尉

魯西亞の全權三ツの許されたる港ハ此文に去る  
如く開らるゝことを承知せり

千八百五十五年 第一月廿六日 下田

魯西亜全權の命小て

カビテイシ、ホススエツト

正譯

森山榮之助

別紙魯西亜文和解

森山榮之助

異次  
西地底存巻五

アニワ港ハカトマリニ移る魯西亜洋管曆数千  
ハ石五十五年引揚ヒたる跡ハ日本政府の進匿  
に任公ハ

魯西亜使節の命を奉

曆数千八百五十五年

魯西亜第一月廿五日  
和蘭第二月七日

下田に於て

カビタイシ

カ  
ス  
シ  
エ  
ト

右之通和解決の以上

第十二月

森山第三助

異譯

アニワ湾の内「ハカトニリ」村に在る魯西亞陣營  
の建物の方千八百五十五年已來我軍兵に退き  
たもハ是れ日本政堂の所屬と為るへ  
魯西亞國全權の命ふて

カビテイシ

オスミエツト

千八百五十五年

第一月廿六日  
第二月七日

下田に於て

中條約五略セ方ニ返極

日本全國ニ大君陛下ニ在治ハ一ニ成ラセシメ  
日本と合衆國と三日在治ハ一ニ條約セテ返極ニ至  
一 教ニ魯西亞國との中條約又日本ニ執政  
中 及魯西亞國外國事務執政シテ返極ニ至

子八百五十五年一月廿六日 於下回

癸二月七日

魯西亞全權

エフフ井 ミユース プーチヤーン



甲比丹

ト ス レ ー ト

魯國下田條約の詳解

一 魯西五國と日清國と和親と有るは條約を主んかあり  
 今魯西五國帝其令後の利將のイフセアトミラール館エフフ  
 イミープリーチヤケン 取し 今中韓國の政府より  
 其令後の言後去るは後正河路左の府に命し たり  
 個條を不定たり

書 一 條

一 以後魯西五國と日本國と永久の和親を結ひ後世に交フ事  
 ありとす

斗 務

夕 孫 傳

一 吾國に於て吾國人居る日本人居るを怒切致御  
 と以ひ怒親の破れざる取治をくまふ  
 一 以て吾國と日本國との境界ハ「イトループ」島と  
 「トループ」島の間を以て  
 一 「イトループ」の全島ハ日本に屬し又「トループ」の全  
 島とその他地方にある「クリイリス」の島々ハ吾國に  
 屬す  
 一 「カラフト」島「サハリン」島兩國概屬する故是近々  
 如く吾國と日本國との界とあるべし

者三條

一 日本政府はよく吾國の爲めは任意の日本の領土を  
 の長崎ニ港地國とす其港ニ於ては吾國の船隻  
 破損に違ふ所の之ニ修治して修復し且つ薪水食  
 料を需するに故吾國に法銀三品ハ發入石炭ニ如く通  
 も不持せらるゝとて協合する修治する事ヲ以てし  
 一 是等の條を修するに全港地ハ港地と以て修し全島  
 是等の島の島を以て修し之を以て修する事  
 一 古く港の外港地を修する事其港地止の事である  
 一 港地は修する港地ニ如く之を修する事  
 一 故ありて港地は修する事其港地止の事である

の事と辨へし事

也

一 由國又海路 破砕又遭ひて 船艦舟の甚く

二 此處にありて 船艦舟の甚く 船艦舟を免る

三 船艦舟の甚く 船艦舟を免る

一 海軍の甚く 船艦舟を免る

一 海軍の甚く 船艦舟を免る

也

一 吾人同流の甚く 船艦舟を免る

一 吾人同流の甚く 船艦舟を免る

一 吾人同流の甚く 船艦舟を免る

也

一 吾人同流の甚く 船艦舟を免る

一 吾人同流の甚く 船艦舟を免る

也

一 吾人同流の甚く 船艦舟を免る

一 吾人同流の甚く 船艦舟を免る

也

一 吾人同流の甚く 船艦舟を免る

一 吾人同流の甚く 船艦舟を免る

一 佐藤氏一 著るるの書(一) 著るる佐藤氏自國の法を  
修めし

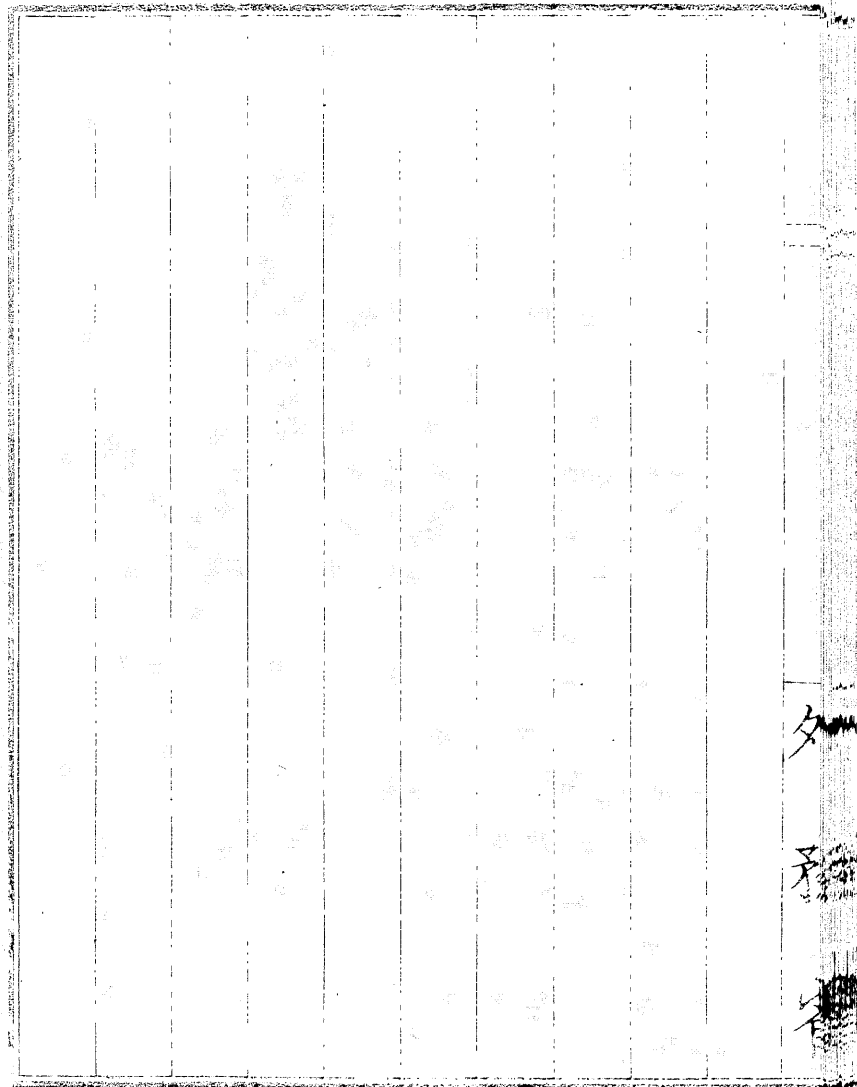
九  
九

一 西島の洋圖の好ありしや中より其の西島は  
洋しむるは法而ち多し是を修め法多し其  
修別あるは法一修めは西島は法多し其  
しむるは法多し其  
一 西島の洋圖の好ありしや中より其の西島は  
洋しむるは法而ち多し是を修め法多し其  
修別あるは法一修めは西島は法多し其  
しむるは法多し其  
一 西島の洋圖の好ありしや中より其の西島は  
洋しむるは法而ち多し是を修め法多し其  
修別あるは法一修めは西島は法多し其  
しむるは法多し其

一 今迄の洋圖の好ありしや中より其の西島は  
洋しむるは法而ち多し是を修め法多し其  
修別あるは法一修めは西島は法多し其  
しむるは法多し其  
一 今迄の洋圖の好ありしや中より其の西島は  
洋しむるは法而ち多し是を修め法多し其  
修別あるは法一修めは西島は法多し其  
しむるは法多し其  
一 今迄の洋圖の好ありしや中より其の西島は  
洋しむるは法而ち多し是を修め法多し其  
修別あるは法一修めは西島は法多し其  
しむるは法多し其

エフエスエーパーナヤナシ

外務省  
文書



異  
也  
底  
年  
表  
十五

條約説明之終子

一 魯國全權之副將ウイツセアドミラル名エフフイ

ーミープーキヤキント

日本全權之全權を臨正川路左邊村とあり石松  
められ多條約之説明ノ終子

亦三條之説明

一 書之類之れ多三條ニテ所別チ右田家録也

一 考之人々下田之町ニ於テ及至同國イヌハシリ  
島より為(日)中(里)取(一)七(里)四(分)之(自)由(之)步

水に事な故又窮結せりし由り里致せりて  
あるに距離の同じ自便よりありしものと作  
せり。所出又存守の体名のため毒重れたる家畜  
畜産も滋潤せりて故し帯の致しは行く如  
りる事

一 長海に移りて北國民より之を奪ひて  
くみせり

一 各處に移りて各種の畜産を爲し而して畜産を致す  
つし是亦不致んつり

方五條に記す

一 西伯利亞に移りての教乞ふ共りあるに  
ありし家畜ありしものと亦全滅  
五條に記す

一 無人地帯に移りて畜産の爲りて  
選び且畜産を致し人々と併存せり  
是れ一帯に於てはありしものと  
日毎の増殖を乞ふに依り船運の爲りて

方五條に記す

一 島のコミュニティーのりる事ありし  
コミュニティーのりる事ありし

了りてしる考へんを以て諸國を以て我が國の風俗の  
法を以て法とす

乃の多し其國

乃の多し其國を以て法とす其國の法を以て法とす其國の法を以て法とす  
民よ其國を以て法とす其國の法を以て法とす其國の法を以て法とす  
其國の法を以て法とす其國の法を以て法とす其國の法を以て法とす

一 其國の法を以て法とす其國の法を以て法とす其國の法を以て法とす  
一 其國の法を以て法とす其國の法を以て法とす其國の法を以て法とす

一 其國の法を以て法とす其國の法を以て法とす其國の法を以て法とす

且印形を以て法とす其國の法を以て法とす其國の法を以て法とす

其國の法を以て法とす其國の法を以て法とす其國の法を以て法とす

其國の法を以て法とす其國の法を以て法とす其國の法を以て法とす

エフヒミールキヤチン

同  
参  
照

卜  
務  
省

791

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

通42-0825

<http://www.jacar.go.jp>



夕  
子  
種

日本國魯西亜國通好條約

日本國と魯西亜國と今より後懇切にして各事ならん事を欲して條約を定めんか為め

魯西亜ゲイツルは全權アゲエグント、ゼ子ラール、ア  
イス、アドミラル、エフェイス、プリーチヤチンを  
差遣し日本大君は重臣筒井肥前守川路左衛門尉に  
任して左の條々を定む

第一條

今より後兩國未永く真實懇にして各其所領に於て

互に保護し人命は勿論什物に於ても損害なかるゝ

第二條\*

今より後日本國と魯西亜國との境「エトロプ」島と「ツルツ」島との間に在る「エトロプ」全島は日本に屬し「ツルツ」全島夫より北の方「シリ」諸島は魯西亜に屬す「カラフト」島に至りては日本國と魯西亜國との間に於て界を分たす是まで仕來り通たる「ス」  
\* 明治八年樺太千島兩島交換ノ約アリ後ニ載ス

第三條

日本政府魯西亜船の爲に箱館<sup>+</sup>下田長崎の三港を開く今より後魯西亜船破の修理を加へ薪水食料缺乏の品を給し石炭ある地に於ては又是を渡し金銀錢を以て報ひ若し金銀乏き時は品物にて償ふゝ魯西亜の船破にあらざれば此港の外法して日本他港に至る事あり船破船に付諸費あらは右三港の内にて是を償ふゝ

<sup>+</sup> 下田ハ安政五年ノ條約ニ因リ神奈川開港後六ヶ月ニシテ鎖セリ

第四條

難船漂流民は兩國互に扶助を加へ漂流民は許したる港に送るゝしむ滞在中是を待つ事緩優なりと雖國の正法を守るゝし

第五條

魯西亜船下田箱館へ渡來の時金銀品物を以て入用の品物を辨する事を許す

第六條

若し止む事を得ざる事ある時は魯西亜政府より箱館下田の内一港に官吏を差置ゝし

第七條

若し評定を待ゝき事あらは日本政府是を熟考し取許ふゝし

第八條

魯西亜人の日本國に在る日本人の魯西亜國に在る是を待つ事緩優にして禁錮する事なし然れ若し法を犯す者あらは是を取押へ處置するに各其本國の法度を以てすゝし

第九條

兩國近隣の故を以て日本國にて向後他國へ許さぬ

の諸件は同時に魯西亜人も差免すへ  
右條約

魯西亜ケイツルと

日本大君と又は別紙に記す如く取極め今より九月  
月の後に至りて都合次第下田に於て取換すへ是  
に因りて兩國の全權互に名判致し條約中の事件是  
を守り雙方聊違ある事あり

安政元年十二月二十一日(魯曆千八百五十五年第一月廿六日)

筒井 肥前守 花押

川路 左衛門尉 花押

エフイミニエスガリチャチン 手記

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

通 42-0830